

R D 最終処分場問題行政対応検証委員会の運営に係る取扱いについて（案）

1 . 検証委員会の運営と傍聴要領(案)について

検証委員会の検証結果は公開していくが、委員会における審議では、個人情報等を保護していく必要から非公開として運営する場合がある。委員会を公開して開催する場合は、円滑な傍聴を実施するため、予め、傍聴要領を定める。

2 . 議事録の取扱いについて

(1) 会議開催結果(概要)の公表

会議の開催状況（開催日、委員参加状況、議事状況等）を、委員長の確認を受けて県のホームページ等で公開する。

(2) 議事録の作成について

各委員の確認を得て、議事録を作成する。

3 . その他

R D 最終処分場問題行政対応検証委員会傍聴要領（案）

「R D 最終処分場問題行政対応検証委員会」（以下「委員会」という。）を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。ただし、議事内容によっては、非公開とされ、傍聴できない場合があります。

1．傍聴する場合の手続き

- (1) 委員会の会議の傍聴を希望される方は、予め案内した時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入してください。
- (2) 予め案内した時刻以降において、傍聴希望者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、開催時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (3) (1)の場合で傍聴希望者が定員を超えたときには、抽選し、傍聴許可者を決定します。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場に入場し、所定の席に着席してください。

2．傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法で賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 会場内では、携帯電話・ポケットベル等の電源は切っておくこと。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 会議中はみだりに席を立たないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 会議途中で会議が非公開とされた場合は、その時点で速やかに退場してください。

3．会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、委員長が退場を命じる場合があります。

4．その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。